

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	山形県東置賜郡川西町 国民健康保険賦課システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県東置賜郡川西町は、国民健康保険賦課における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県東置賜郡川西町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民健康保険税の賦課徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険賦課システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民県保健税賦課に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(固定資産税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二項(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある 項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県東置賜郡川西町 税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長 有坂 強志
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県東置賜郡川西町(総務課情報統計グループ) 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1 0238-42-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県東置賜郡川西町(総務課情報統計グループ) 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1 0238-42-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月19日	表紙 公表日	平成26年12月19日	平成29年5月19日	事後	
平成29年5月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(固定資産税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二項(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)	事後	
平成29年5月19日	5 評価実施機関による担当部署①部署	税務収納課長	税務会計課長	事後	
平成29年5月19日	5 評価実施機関による担当部署②所属長	税務収納課長 佐藤善郎	税務会計課長 島貴啓一	事後	
平成29年5月19日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月19日	II-3 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月6日	表紙 公表日	平成29年5月19日	平成30年6月6日	事後	
平成30年6月6日	5 評価実施機関による担当部署②所属長	税務会計課長 島貴啓一	税務会計課長 後藤哲雄	事後	
平成30年6月6日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月6日	II-3 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月24日	I-7 請求先	総務課行政管理グループ	総務課情報危機管理グループ	事後	
令和1年5月24日	I-8 連絡先	総務課行政管理グループ	総務課情報危機管理グループ	事後	
令和1年5月24日	表紙 公表日	平成30年6月6日	令和1年5月24日	事後	
令和1年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月24日	II-3 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年5月23日	表紙 公表日	令和1年5月24日	令和2年5月23日	事後	
令和2年5月23日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月23日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月15日	表紙 公表日	令和2年5月23日	令和3年6月15日	事後	
令和3年6月15日	5 評価実施機関による担当部署②所属長	税務会計課長 後藤哲雄	税務会計課長 有坂 強志	事後	
令和3年6月15日	I-7 請求先	総務課情報危機管理グループ 川西町大字上小松1567	総務課情報統計グループ 川西町大字上小松977番地1	事後	
令和3年6月15日	I-8 連絡先	総務課情報危機管理グループ 川西町大字上小松1567	総務課情報統計グループ 川西町大字上小松977番地1	事後	
令和3年6月15日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月15日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月15日	I-1-② 事務の概要	情報提供ネットワークを介して	情報提供ネットワークシステムを使用して	事後	
令和3年9月1日	表紙 公表日	令和3年6月15日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(固定資産税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二項(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(固定資産税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二項(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)	事後	